

# 平成 24 年度事業計画

## 第 1 総 則

協会は、平成 22 年度よりガバナンスの確保を図るため、正・副会長、各常任部会長及び専務理事を構成員とした「予算編成会議」を設置し、まず、その会議において、次年度の事業計画及び予算検討のための基本方針を策定し、これに基づき各常任部会において具体的な事業計画の策定及び事業予算の編成を行うこととし、今回もその方針に則って作業を進め、平成 24 年度の最終案をまとめた。

平成 24 年度事業における最重要課題は、公益社団への移行申請を予定どおり本年 7 月に実施できるよう、申請書類の完成に向けた詰め作業を可及的速やかに進行させることである。

従って、平成 24 年度の事業計画は、協会が公益社団に移行することを前提に組み立てた内容となっており、従前までの各常任部会毎の並びではなく、移行申請書の順番に倣い、1 公益事業、2 収益事業、3 共益事業、4 法人運営に関する事業、5 その他の事業と改めた。

平成 24 年度事業のポイントは、以下のとおりである。

協会は、調理師養成施設の適正な運営をバックアップするため、調理に関する専門教育の遂行に必要な倫理について会員から意見を求め、平成 23 年度に「調理師養成施設倫理規程」としてまとめたが、平成 24 年度は、この規程について各養成施設に周知を図り、社会に貢献する人材の育成をより適正な形で推進させる。

また、公益社団認定を目指すにあたり、教材編纂頒布事業について、出版元としての会計処理を本来の形に戻すこととし、平成 23 年 10 月初めから実施しているが、これに伴い教材頒布にかかる発送及び保管管理等の業務委託について協会が一元的に管理することとなり、平成 24 年度春分教材から本格的に始動する。

これに関連して、一部の協会教材図書の市販事業を再開することとし、懸案となっていた『総合調理用語辞典』の書店売りを具体化するために、同書の上製本制作に着手する予定である。

さらに、公益社団認定に向け、これまで対象を会員だけに限っていた事業についても、会員限定とする合理的な理由がない限り、非会員並びに一般の人々に門

戸を広げることとなり、平成 24 年度から、教育奨励事業、食品技術管理専門士認定登録事業、食育インストラクター認定登録事業の非会員への案内を開始する。

養成施設関係者だけでなく一般の人々を対象とする事業として、新たに、①調理(技術)、食育、健康等をメインテーマとした研究・発表会やセミナーの開催、②地産地消、エコ、食の安全・安心などをテーマに、養成施設がフードビジネス業界や自治体と協同で食品や料理を開発するための橋渡しを協会が行い、この流れの中で生み出された食品・料理を頒布するイベントの開催などを企画・検討することとしている。

そして、休止している「全調協食育フェスタ」については、その実績を踏まえ、より公益性を高めるとともに食育色を強化し、「食育、健康、調理」をキーワードとした複合的なイベントとして内容を再構築する予定だが、そのためには、ある程度の時間を要することから、平成 24 年度は再スタートを切ることに重点を置き、過去 3 回同様、集客力のあるコンクールと抱き合わせ、従前の 2 分の 1 から 3 分の 2 程度の規模で開催することとした。

なお、これまで継続してきた事業については、基本的には従前を踏襲するが、前述のとおり、可能な限り「不特定多数の者の利益の増進」を念頭に、非会員並びに一般の人々への門戸開放を積極的に展開していく。

## **第 2 基本方針**

### **1 公益事業**

- 1 調理師養成教育制度の調査、研究
- 2 調理師養成教育制度にかかる資料収集
- 3 調理師養成教育教材編纂頒布事業
- 4 教職員のためのセミナー
- 5 教育振興事業
- 6 食育推進普及事業
- 7 新規事業の企画、検討及び調査

## **2 収益事業**

- 1 図書市販事業
- 2 編集受託事業

## **3 共益事業**

- 1 会員事業
- 2 その他

## **4 法人運営に関する事業**

- 1 公益社団法人への移行認定申請
- 2 事務局組織の充実強化

## **5 その他の事業**

- 1 調理師養成施設の適正な運営の推進と養成教育制度の改正要望
- 2 試験合格者と養成施設卒業者との整合性の確保

## **第3 事業内容**

### **1 公益事業**

- 1 調理師養成教育制度の調査、研究
  - (1) 調理師養成教育制度の将来的な展望、あり方について調査、研究し、その成果については、冊子の作成・配布、セミナーの開催等で報告する。
  - (2) 養成教育制度改正のための調査、研究を行い、その成果について、行政等へ積極的に働きかけ、要望する。
  - (3) 調理師養成施設の適正な運営の推進を図る。
    - 1) 調理師養成施設がその社会的使命を自覚し、職業人としての調理師を養成するための調理に関する専門教育の遂行に当たって、必要な倫理を定めた調理師養成施設倫理規程の周知を図り、社会に貢献する人材の育成を推進する。
    - 2) 食中毒、事故、生徒間のトラブル等に対応する総合補償制度の周知、

普及を促進する。

- 3) 調理師養成施設入学生を対象とした奨学金制度の調査、研究を行う。
  - ① 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金利用制限の緩和（1年制課程での利用等）の実現に向け、関係機関への要望等、継続して必要な活動を行う。
  - ② 協会独自の奨学金制度にかかる調査、研究を行う。
- 4) 留学生の調理師養成施設への就学について調査、研究を行う。
  - ① 調理師養成施設留学生の卒業後の就労ビザの取得について、関係行政機関に要望する等必要な活動を継続して行う。
  - ② 留学希望者への調理師養成教育及び調理師養成施設の情報発信（外国語版ホームページの制作）について調査、検討する。
- 5) 公的融資機関（日本政策金融公庫）の活用について必要な要望活動をさらに継続して行う。

## 2 調理師養成教育制度にかかる情報収集

- (1) 厚生労働省と共同で「調理師養成施設一覧」を作成・配布し、協会のホームページに「調理師養成施設関係統計」を掲載するなど、養成施設の適正な運営に必要な情報を収集し、公表する。
- (2) 中央教育審議会キャリア教育・職業教育特別部会において審議されている「職業実践的な教育に特化した新たな高等教育機関の創設」について情報収集するとともに、調理師養成施設への影響、協会としての対応について調査、研究する。

## 3 調理師養成教育教材編纂頒布事業

### (1) 調理師養成教育全書＜必修編＞の改訂

平成 23 年 3 月に厚生労働省に提出して、内容の検討を要望している調理師養成教育制度にかかるカリキュラム等の見直し案を含む報告書について、同省からの正式な回答が出るまでは、可能な範囲で必修編教科書改訂の準備を進め、検討結果が示され次第、直ちに編纂作業に入れるよう、態勢を整える。

## (2) 調理師養成教育全書必携問題集の改訂

教育全書改訂に伴う必携問題集の改訂についても、可能な限り準備を進める。

## (3) 教育教材頒布にかかる発送及び保管管理等の業務委託

教育教材図書の発送・保管管理等の業務委託について一本化を図り、専門業者に業務を委託し、協会において管理する。

## 4 教職員のためのセミナー

### (1) 教職員セミナーの開催

教職員の資質の向上、最新知識の習得等を目的とした、教科別セミナーや教育者研修など各種講習会、研修会等を開催する。また、調理(技術)、食育、健康等をメインテーマとした研究・発表会の開催を検討する。

### (2) 教員資格認定にかかる研修の実施

調理理論、調理実習にかかる教員資格取得のための研修会については、平成 23 年 3 月に厚生労働省に提出し、内容検討を要望している報告書に対する回答結果次第で、研修会の必要性がなくなることから、同研修会の新たなカリキュラム案については引き続き保留とし、平成 24 年度の実施については、例年どおり、事前調査の結果により決定する。

## 5 教育振興事業

### (1) 調理技術評価コンクール事業の実施

- 1) 調理師養成教育における調理技術水準の向上とその評価を図ることを目的とした調理技術コンクール全国大会を開催する。
- 2) より一層教育効果が高まり、さらなる公平性が確保されることをめざし、引き続き大会全体をとおして見直しを図る。

### (2) 調理師養成教育奨励事業の推進

調理師養成施設で学ぶ生徒の資質の向上と養成教育の奨励を図るため、極めて優秀な成績の学生・生徒を表彰するとともに、調理実習において優秀な技能を修得した者に段階制の技能奨励賞を交付する。

### (3) 技術考査受託事業の適正な運営と改善

- 1) 専門調理師、調理技能士試験の学科試験免除のための技術考査にかか

る厚生労働省からの機関委託事務を推進する。

- 2) 実施団体として養成施設からの委託を受け、その便を図るとともに、技術考査の実施に当たっては、より適正な運営が行えるよう万全の態勢を整える。
- 3) 技術考査結果の活用を図る技術考査成績活用事業を推進するとともに、その普及に努める。
- 4) 合格者台帳・名簿等の取り扱いや保管の機能性を高めるため、データのデジタル化を具体的に進める。

#### (4) 食品技術管理専門士認定登録事業の普及

2年制専門課程卒業者を名称登録する「食品技術管理専門士」登録制度について、将来的な調理師養成を見据えた上で、その普及に努める。

### 6 食育推進普及事業

#### (1) 食育推進のための体験活動等

- 1) 国が定めた「食育の日」を意識し、また、「食育」を「Shoku-iku」として、国際的にも「食育」の普及啓蒙を図るための事業を積極的に推進する。
- 2) 平成16年度から開始した「食育教室」の実施について、引き続き会員に要請するとともに、23年度新たに「食育教室」を実施した養成施設を「食育推進校」に認定し、5年連続で実施した養成施設には、クリスタル製の表彰盾を贈呈する。  
また、平成25年度で「食育教室」開催10年目を迎えることから、10年連続で実施した養成施設に対する表彰について、その実施の有無も含めて検討する。
- 3) 一般の人々への食育啓蒙を図るため、食育冊子及びバッジを活用する。
- 4) 「全調協食育フェスタ」については、その実績を踏まえ、より食育色と公益性を高めた内容の「食育、健康、調理」をキーワードとする複合的なイベントとして企画、検討する一方、平成24年度については、再開させることを優先させ、従前より大幅に規模を縮小させた形で、コンクールと抱き合わせて実施する。
- 5) 作業の効率化とより多くの来場者動員を図るため、日程と会場を総会

や教職員セミナー等と抱き合わせて開催することを検討する。

- 6) 食事の提供を通して人々の食育啓蒙、健康増進に貢献する調理師とその育成を担う養成施設の重要性のアピールにつなげるため、地産地消、エコ、食の安全・安心、健康などをテーマに、フードビジネス業界や地元自治体と協同で食品や料理などを開発するための橋渡しをする。また、頒布する場としての催事を企画する。

## (2) 食育インストラクター認定登録事業の推進

- 1) 「食育インストラクター」認定登録制度を推進し、養成施設の在校生及び卒業生に本制度の普及を図るとともに、「食育」指導のできる質の高い調理師の養成を目指す。
- 2) 助手を含む養成施設教員のための平成 24 年度の食育講習会の実施については、前年度同様希望者の数を事前に把握してから実施の有無を決定する。
- 3) 同制度のワンランク上の資格として「食育インストラクターⅡ(仮称)」の創設とその活用について、引き続き検討する。

## 7 新規事業の企画、検討及び調査

新規事業として、①料理に関する古今東西のデータ集積、②廃止養成施設の学籍簿の保管・証明書交付、③料理の特許（発祥・由来・考案者等）の認定などを行う『資料センター（仮称）』の設置について、調査、研究する。

## 2 収益事業

### 1 図書市販事業

成分表、図鑑、辞典等協会教材図書や協会が編集受託した図書等の、協会による市販事業を実施するための取次口座開設、辞典の上製本作成を検討する。

### 2 編集受託事業

調理師養成施設、調理関係団体等が企画・発行する図書等について、その編集業務を受託する。

### 3 共益事業

#### 1 会員事業

##### (1) 組織の充実強化

- 1) 協会未加入調理師養成施設に対し、積極的な入会の勧奨を行う。
- 2) 地区協議会の運営に万全を期すとともに、その充実を図る。
- 3) 教職員及び調理師養成施設卒業生(卒業見込み者)に対し、準会員への入会を促進し、準会員登録証を交付する。また、準会員への情報提供(メルマガ登録及び配信)について周知し、積極的な運用を図る。
- 4) 総会等での教育資材展等への参加を促進するなど、賛助会員との協力体制の強化を図る。

##### (2) 広報活動の展開

- 1) 協会ニュース(月刊)を協会ホームページに掲載し、協会事業及び調理・教育等に関する情報を提供する。
- 2) 入学者の拡大を図るため、インターネットによる協会広報サイト(PCweb、Mobile等)において、調理師の魅力をアピールするようコンテンツの充実を図り、会員校広報サイトを支援するとともに、協会広報サイトへの参加(リンク)を促進する。
- 3) 養成施設に関する情報(行政機関、業界団体、報道関係等の発信する情報)の収集を積極的に行い、これを会員に提供するとともに養成施設及び協会の運営等に活用する。

#### 2 その他

##### (1) 会員等への表彰

長年調理師養成教育に貢献された役員、会員校(設立者、施設長、教職員)、事務局職員等への表彰または謝意表明を行う。

##### (2) 友誼団体との連絡提携

- 1) 調理師関係団体及び食育、栄養、健康づくり関係団体との連絡提携を図る。
- 2) 調理師関係功労者厚生労働大臣表彰式典の開催に協力する。



## 4 法人運営に関する事業

### 1 公益社団法人への移行認定申請

- (1) 平成 22 年度第 2 回通常総会において決議した新公益法人制度移行方針に基づいて、公益社団法人への移行認定申請手続きを行う。
- (2) 公益社団法人への移行認定申請に当たって、協会の適切な運営を図るため、移行後の運営、財政シミュレーション等を行い、将来的な協会運営組織のあり方を検証するとともに、特定目的資産の取り扱い等を整備する。

### 2 組織の充実強化

事務局の機能強化に必要な人材の確保、事務処理の効率化を図る。

## 5 その他の事業

### 1 調理師養成施設の適正な運営の推進と養成教育制度の改正要望

- (1) 地域主権戦略大綱（原則国の出先機関廃止）に伴う養成施設の指定、改善指導等の権限委譲並びに進学指導への行政関与等の動向について情報収集するとともに、協会としての対応を図り、関係機関への申し入れ等必要な活動を行う。

### 2 試験合格者と養成施設卒業者との整合性の確保

- (1) 前年度までに提出した要望書に対する回答を引き続き求める。
- (2) 調理師試験指定試験機関の運営及び活動に参画し、試験合格者と養成施設卒業者との整合性確保（全国統一試験、実技試験の導入等の実現）の推進を図る。
- (3) 調理師養成施設指導要領等の見直しに連動させて、調理師試験の実施についての局長通知等制度の見直しを要望するとともに、調理師試験の現状把握のための調査を実施する。

## 第4 活動組織

協会の事業は、単年度事業で完了するものは少なく、長期的かつ継続的に事業を遂行する必要がある。また、長期にわたり事業活動を展開しなければ、その成果を納めることが極めて困難な性格をもつものが多い。

従って、これらの事業進展と完成の万全を期するため、運営基本組織及び常任部会として本部に協会組織運営規程に基づく次の各機関を設置するとともに、各地区に地区協議会を組織して、各種事業の推進を図る。

### 1 本部組織

〔運営基本組織〕

- (1) 常任理事会
- (2) 三役会議
- (3) 予算編成会議

〔常任部会〕

- (1) 総務部会  
調理師養成教育制度の将来的あり方研究会
- (2) 財務部会
- (3) 教育振興部会
  - ① コンクール実行委員会
  - ② 食育推進委員会

### 2 地区組織

各地区協議会（7地区）